

令和 8 年 度 幸手市保育施設利用の手引き

Nursery application guidance 2026



令和7年10月発行

幸手市健康福祉部
こども支援課

〒340-0152

埼玉県幸手市大字天神島1030-1

電話 0480-42-8454

FAX 0480-42-2130

E-mail kodomo@city.satte.lg.jp

この手引きは卒所（園）まで大切に保管してください

目 次

教育・保育施設のご案内	1
はじめに	3
入所までのながれ	4
支給認定証	6
申請に必要な書類	8
保育所入所の事前申込制	11
入所してから	13
保育料（利用者負担額）について	16
その他の保育サービスについて	21
こんな場合は？	25

令和8年度の保育施設のクラス構成（令和8年4月1日時点の年齢）

	子 ど も の 生 年 月 日
5歳児クラス	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日
4歳児クラス	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日
3歳児クラス	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日
2歳児クラス	令和 5年4月2日～令和 6年4月1日
1歳児クラス	令和 6年4月2日～令和 7年4月1日
0歳児クラス	令和 7年4月2日～

令和8年度 新規入所申請受付の締め切り日

幸手市のマスコットキャラクター
さっちゃん

4月入所	令和7年12月6日(土)	10月入所	9月10日(木)
5月入所	令和8年4月10日(金)	11月入所	10月9日(金)
6月入所	5月8日(金)	12月入所	11月10日(火)
7月入所	6月10日(水)	1月入所	12月10日(木)
8月入所	7月10日(金)	2月入所	令和9年1月8日(金)
9月入所	8月10日(月)	3月入所	2月10日(水)



令和8年4月入所申請受付期間（二次申込は一次申込の利用調整後に空きのある場合に行います。）

一次申込期間 令和7年12月 1日(月)～6日(土)

二次申込期間 令和8年 1月26日(月)～30日(金)

教育・保育施設のご案内

施設名 住 所 電話番号			定員	開所時間 (延長含む)	入所可能 年齢	事前 申込	障害児 保育	一時 保育
認定 こども園	私立	幼保連携型 認定こども園 幸手白百合幼稚園 中 2-7-32 0480-42-0422	教育 114	平日(月～金) 7:30～18:30	満3歳児 から就学前			
			保育 59		1歳児 から就学前	—	—	—
認可 保育所	公立	第一保育所 大字幸手 2265 0480-42-2220	60	平日(月～金) 7:30～19:00 土曜日 7:30～17:30	生後6か月 から就学前	○	○	○
		第二保育所 大字吉野 450-9 0480-42-2555	90			○	○	○
		第三保育所 大字円藤内 113 0480-43-4731	66			○	○	○
	私立	幸手きららの杜 保育園 大字松石 495-3 0480-48-5230	75	平日(月～金) 7:30～19:00 土曜日 7:30～17:00	生後6か月 から就学前	—	—	○
		てんじん保育園 大字天神島 270-1 0480-42-2412	70	平日(月～金) 7:30～18:30 土曜日 7:30～17:00	生後6か月 から就学前	—	—	—
		エール保育園 大字上吉羽 778-1 0480-38-9045	60	平日(月～金) 7:00～18:30 土曜日 7:30～17:00	生後6か月 から就学前	—	—	—
	小規模 保育	トット保育園 大字天神島 254-1 0480-53-6287	18	平日(月～金) 7:30～18:30 土曜日 7:30～17:00	生後6か月 から 2歳	—	—	—

入所を希望する保育施設は、必ず事前に見学をしてください。
 上記電話番号に連絡し予約の上、訪問してください。
 ※入所児童の人数により合同保育（縦割り保育）を行う場合があります。

認可保育所では育児相談、地域活動を行っていますので、ぜひご参加ください。



施設の定員及び年齢枠に空きがない場合は、入所することができませんのでご了承ください。

幸手市の子育て関連施設



教育・保育施設	
①	幼保連携型認定こども園 幸手白百合幼稚園
②	第一保育所
③	第二保育所
④	第三保育所
⑤	幸手きららの杜 保育園
⑥	てんじん保育園
⑦	エール保育園
⑧	トット保育園⑩ ※小規模保育事業所

子育て支援センター	
①	ウェルス幸手 プレイルーム
②	児童館
③	どんぐりキッズ 幸手
その他	
④	病児保育室 とんことり

はじめに

保育施設と教育施設の違い

保育施設は、日中家庭において保育を受けることができない、保育の必要性事由に該当する子どもを預かる施設です。家庭内に保育できる養育協力者がいたり、私的所用で預けたり、集団生活を覚えさせたいなどの理由で利用することはできません。

それに対し、教育施設（幼稚園、認定こども園）は小学校就学前の幼児教育を行う学校であり、入園にあたって保育の必要性の有無は問いません。

施設区分		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育施設 保育の 必要性事由 <u>必要</u>	認可保育所 保護者に代わって保育をする施設						
	小規模保育事業所(2歳児まで) 認可保育所より小規模な施設				卒園後は市内保育施設 や幼稚園に進級		
	認定こども園(幼保連携型)保育認定 幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設 保育認定は認可保育所に準ずる	※市外の認定こども園は0歳児から預かり可能な施設もあります。					
教育施設 保育の必 要性事由 <u>不要</u>	認定こども園(幼保連携型)教育認定 幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設			プレ保育			
	幼稚園 幼児期の教育を行う施設			プレ保育			

※教育施設利用児童保護者が保育の必要性事由に該当する場合、3歳の4月以降預かり保育の補助があります。

教育・保育給付認定

子ども・子育て支援法では、教育(幼稚園※や認定こども園での幼児教育)や保育(保育所、認定こども園、小規模保育事業所などでの保育サービス)を利用する場合、市に対し、申請してそれぞれの支給認定を受ける必要があります。支給認定は、下記の3つの区分に分かれ、それぞれの区分によって利用先が違います。支給認定とは、施設での教育や保育を受ける権利があることを市が認定したものです。教育、保育のいずれを受けるかによって、教育認定、保育認定と分かれています。保育認定については、子どもの年齢によっても区分が分かれています。

＜認定の区分＞

区分		年齢	利用可能な施設	備考	申込先
教育認定	1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子供のうち2号認定に該当しない子ども	幼稚園※、認定こども園(教育)		各施設へ直接 ※園の指示があった場合は直接市へ
保育認定	2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども	保育所、認定こども園(保育)	保育認定には、保育の必要性の事由に該当することが必要	幸手市へ ※住所が幸手市以外の方は在住市町村に提出
	3号認定	満3歳未満の子ども	保育所、地域型保育事業認定こども園(保育)		

※幸手市内の幼稚園は、子どものための教育・保育給付を受けない幼稚園のため、教育・保育認定を受ける必要はありません。

地域型保育事業（小規模保育）とは

主に0歳から満3歳未満の子どもを対象とした定員19人以下の少人数で保育を行う施設です。3歳になった年度の末まで在園し、3歳以降は別の施設に入所することになります。転園に対して、再度申し込みが必要となります。

保育料は認可保育所と同じ基準で算定されますが、認可保育所は市に対し保育料を納入していただくのに対し、地域型保育事業は園に対して保育料を納入していただくことになります。

なお、申し込み方法、入所選考の基準などは認可保育所と同じです。

入所までのながれ

利用調整について

利用調整とは、保護者が希望する保育施設の中から、利用できる保育施設の調整を幸手市が行うことです。利用調整の結果は、「施設利用内定通知書」または、「保育所入所保留通知書」によりお知らせします。

1 年度途中利用開始の場合（令和8年5月以降）

保育施設の見学

入所を希望する施設は、事前に見学してください。（見学日を指定している園があります。）見学にあわせ、施設で児童と保育士の面談を行います。必ず入所を希望する子どもと一緒に連れてきてください。第一希望の保育施設は必ず見学して、見学証明を受けてください。（別紙様式有）

また、施設によりお預かりできる年齢や保育時間が違うことがあります。保育内容などで気になることがありましたら、確認してください。

申請書類の提出

入所を希望する月の提出期限までに、教育・保育給付認定申請書（入所申込書を兼ねています）と添付書類を提出期限を厳守し、こども支援課窓口に出してください。

書類が不足している場合や入所を希望する施設の見学が済んでいない場合は、受付けることはできません。

また、申込書を提出する方の個人番号を確認させていただきますので、①、②のいずれかをお持ちください。（①個人番号通知カード、運転免許証またはパスポート②個人番号カード（写真付きのもの））

利用調整

提出期限後、入所月の前月10日頃に利用調整を行います。（4月入所は別にお知らせします。）併せて、支給認定証（保育認定）を郵送します。支給認定証は、保育の必要性があることを証明する書類ですので、入所が決定したというわけではありません。入所審査は施設の定員や優先順位により行います。

利用内定の場合

入所予定の保育施設が決まった場合、「施設利用内定通知書」と説明会のお知らせをお送りします。（年度途中の入所の場合、施設から説明会の連絡があります。）

入所保留の場合

入所可能な保育施設をご案内できない場合、「保育所入所保留通知書」をお送りします。

翌年の2月審査3月入所分までは継続審査します。入所が可能となった場合は通知か電話で連絡をします。

継続審査を希望する場合、特に手続きは必要ありません。入所を希望しなくなった場合は、こども支援課まで連絡し、申請取下げ届を提出してください。住所・家庭状況・勤務状況などに変更が生じた場合は、こども支援課まで連絡してください。

求職活動で申込をした方が継続審査を希望する場合は、支給認定期間内に変更の届出等の提出が必要です。

入所説明会

施設で入所にあたっての重要な事項の説明を受け、同意書を提出していただく必要があります。

入所承諾、保育料の決定

説明に同意いただくと、施設の入所が正式決定となります。後日、「利用契約決定通知書」をお送りします。

2 令和8年4月利用開始の場合

保育施設の見学・申請書類の提出

1と同様です。前ページをご覧ください。

一次利用調整
(一次申込)

一次申込期間

令和7年12月1日(月)～6日(土)

〈結果通知〉令和8年1月中旬～下旬にお知らせします。

利用内定の場合

- ・一次利用調整で内定した場合、二次利用調整の対象とはなりません。
- ・内定を辞退しても、二次申込はできません。

入所保留の場合

- ・一次利用調整で保留になった方は、自動的に二次利用調整の対象になります。
- ・利用希望保育施設に変更がある場合は二次申込締切日までに窓口にお越しください。

二次利用調整
(二次申込)

自動的に
二次利用調整の
対象へ

二次申込期間

令和8年1月26日(月)～30日(金)

〈結果通知〉令和8年2月中旬～下旬にお知らせします。

※一次利用調整の結果保留となり、二次調整で保留となった場合、改め保留通知書は発送しません。

利用内定の場合

- ・利用調整の結果通知後、なお定員に満たなかった場合や内定辞退等で空きが出た場合に優先順位の高い方から順に利用をご案内することがあります。
- ・希望の保育施設の利用申請者として登録され、ご希望がある場合には、利用が内定するまで、自動的に翌月以降の利用調整の対象になります。
(令和9年3月入所まで有効)
- ・令和9年4月以降も保育施設の利用を希望する場合には、改めて申請が必要になります。
- ・求職活動で申込をした方が継続審査を希望する場合は、支給認定期間内に変更の届出等の提出が必要です。

入所保留の場合

希望者は
翌月利用調整
の対象へ

5月利用調整

入所説明会 ➡ 入所承諾、保育料の保育料の決定

3月上旬に各園にて行います。「施設利用内定通知書」の中に説明会のご案内を同封します。
保育料の決定通知は3月中旬以降にお送りします。

支給認定証

市が支給認定すると、保護者あてに「支給認定証」を送付します。これは、保育や教育を受ける資格があるという認定であって、まだ施設の入所が決まったわけではありません。

なお、保育認定の支給認定証には、保育の必要性の事由に応じて、有効期間が決まっています。（有効期間は次頁を参照）有効期間を過ぎると、施設が利用できなくなります。有効期間を延長する必要がある場合、保育の必要性事由の変更申請が必要となりますので、こども支援課までご相談ください。

大切に保管しておいてください!!

支給認定証は、保護者が大切に保管しておいてください。

認定期間の終了（卒所、退所）、保育必要量などが変更になる場合など、支給認定証は利用施設に提示を求められることがあります。

保育必要量について

1号認定を受ける方は教育標準時間認定となります。2号・3号認定（保育認定）は保育時間認定のうち、保育短時間と保育標準時間に区分されます。

就労であれば、1か月あたりの勤務時間が120時間以上の場合は「保育標準時間」、120時間未満の場合は「保育短時間」となります。この区分が保育施設の利用時間の上限となります。

就労証明書等の保育の必要性を証明する書類により、保育必要量を判断し認定します。

<保育必要量の区分>

区分	内容	利用時間
保育標準時間	主にフルタイム（月120時間以上）の就労の方などが該当	就労などの状況により、最大11時間の利用可能
保育短時間	主にパートタイム（月64時間以上120時間未満）の就労の方などが該当	就労などの状況により、最大8時間の利用可能

※保護者の就労時間が120時間を超えていても同居の家族が送迎可能な場合や、保護者が保育短時間で送迎可能な場合には保育短時間の認定となります。

教育標準時間認定と保育時間認定

保育時間（保育施設を利用できる時間）は保育必要量により変わってきます。

幸手市内の施設については、**保育標準時間は午前7時30分から午後6時30分まで（最大11時間）、保育短時間は午後8時30分から午後4時30分まで（最大8時間）**の間で、利用していただきます。標準時間で決定されていても、勤務時間が短い場合は勤務終了後の時間でお迎えに来ていただきます。認定されている時間を超える場合は、延長保育となります。就労時間が保育短時間内であっても、残業等で常態的に保育短時間の利用範囲を超えるため、保育標準時間に変更したい場合は、月の就労実績が保育標準時間と同等であることが分かる就労証明書をご提出していただいた後に変更させていただきます。延長保育の実施の有無、実施時間、条件は施設により異なります。延長保育は、事前に確認の上、入所説明会後に施設に対し申請してください。なお、0歳児は、お子様の心身の発達状況から、1歳の誕生日まで「保育短時間の通常時間」のみ預かりとしている施設があります。当該施設に入所した場合、保育標準時間認定を受けていても保育短時間の通常時間のみの預かりとなります。

1号認定	教育標準時間	預かり保育	4時間	預かり保育	
2号・3号	保育標準時間	AM7:00 延長保育	AM7:30	最大11時間	PM6:30 延長保育
	保育短時間	延長保育	AM8:30	最大8時間	PM4:30 延長保育

※変更があった場合は必要書類を添付の上、届出書を提出していただき、市が必要性を判断して決定します。

※延長保育時間については、施設によって異なりますので、御確認ください。

保育の必要性事由（保育を受けることができる基準）

保育施設に入所するためには、全ての保護者が下記の事由（保育の必要性事由）のいずれかに該当し、保育認定を受けることが必要です。

保育の必要性事由

保育の必要性の事由		認定期間	必要量
就労 ※ 1	子どもの保護者が子どもと離れて家事以外の仕事をしている場合 (1か月 64 時間 16 日の労働時間が下限 ※時間数、日数どちらも満たしていること) ※週 4 日以上・1 日 4 時間以上が目安	最長で小学校 就学前まで	(月 120 時間以上) 保育標準時間 (月 120 時間未満) 保育短時間
就学	大学等に進学している場合 (職業訓練学校も含む)	就労に準じる	就労に準じて その都度決定
求職活動	日常的に求職活動を行っており、子どもの保育ができない場合	入所日から 2 か月以内	保育短時間
妊娠 出産	保護者が妊娠、または出産後間もない場合(産前 6 週～ 産後 8 週間)※2	産後 8 週にあたる 日が属する月の 月末まで	保育標準時間 (就労の保育 必要量に準じる)
疾病 障害	保護者が疾病、負傷、心身に障害を有している場合(保護者の障害等の状態が軽度の場合は、入所をお断りすることがあります)	就労に準じる	就労に準じて その都度決定
介護 看護	同居の家族に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、保護者がいつもその看護・介護にあたっている場合	就労に準じる	就労に準じて その都度決定
災害復旧	火災、風水害、地震などの災害にあい、その家庭を失う、家屋が破損したなどの、その復旧にあたっている場合	就労に準じる	保育標準時間
虐待	虐待やDVのおそれがある場合	就労に準じる	保育標準時間
育児休業 ※ 3	下の子を出産したことにより育児休業を取得する場合、すでに保育施設に入所している子どもが継続入所することが必要である場合 ※新規入所の児童は該当しません	出産した子が満 1 歳になるまで (延長あり)	保育短時間
その他	上記に類する状態にある場合	内容による	内容により決定

※ 1 就労とは、雇用契約が存在し、その労働の対価を得ており、他者に対しても労働の内容が明確となっているものをいいます。自営業の手伝い、家事手伝い、ボランティア活動、金銭収入の発生しない労働は対象外です。

※ 2 入所月の 1 日に次子出産の産前 6 週～産後 8 週に該当する場合、「妊娠・出産」事由での入所となります。その場合、産後 8 週の翌日が属する月末で退所となります。育児休業復職後、就労実績(週 4 日以上かつ 1 日 4 時間以上(月 16 日、64 時間以上))が出せずに、次子の産前休暇に入った場合、就労実績がないまま妊娠・出産要件に変更となるため、次子出産から産後 8 週の属する月の末日で退所となります。

※ 3 ここでいう「育児休業」とは、育児休業法に基づく休暇を言います。職場との単なる申し合わせの休業(在籍あり等)や、いったん退職扱いとなる場合、育児休業期間の満了と同時に退職する場合は、この継続入所の対象とはなりません。なお、出産とあわせて退職する場合であっても、産後 8 週にあたる日が属する月の月末までは保育施設に継続入所することができます。(9 月 15 日出産した場合、11 月末まで継続可能)

保育の必要性事由が必要となる人

子どもの①両親②同住所に居住している 65 歳未満の親族③同一の建物に居住している 65 歳未満の同居人のいずれも保育の必要性事由に該当する必要があります。

申請に必要な書類

申請書と添付書類

保育施設入所申し込みにあたっては、併せて保育の給付認定を申請していただくこととなります。その際、下記 1、2、3、4 の書類を提出してください。

(前年度 1 月 1 日以降に幸手市に転入の方で個人番号の記載がない方は 5 も必要です。)

注意! 添付書類の不備や未記入は減点となります。

また、提出書類に虚偽の記載があった場合、支給認定は取り消しとなり、入所後に明らかになった場合は、退所となります。

1 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書

子ども 1 人につき 1 枚記入してください。保育の給付認定申請書と保育施設の入所申込書を兼ねています。

世帯員全員の「個人番号」を記入してください。

2 保育の必要性を証明する書類

申込日から 3 か月以内の証明日であるものに限りです。

子どもの①両親②同住所に居住している 65 歳未満の親族③同一の建物に居住している 65 歳未満の同居人の人全員分が必要です。

就労 (家庭外労働) の場合	就労証明書 ※シフト表(変則就労の方) 法人経営者: 源泉徴収票又は確定申告書の写し 親族が法人経営者の場合: 源泉徴収票又は確定申告書の写しと過去 3 か月分の給与明細の写しを添付してください。
就労(家庭内労働・内職)の場合	就労証明書※、過去 3 か月分の給与明細(勤務時間数のわかるもの)、発注書などの写し
就労 (自営業、農業 など)の場合	就労証明書※ 自営業者本人: 開業届、直近 1 か月分の製品等の売上明細書等(初年の確定申告をするまで)、前年度確定申告書(開業翌年以降) 専従者: 専従者としての源泉徴収票又は確定申告書の写しと過去 3 か月分の給与明細の写し
就学の場合	在学証明書、入学許可証、学生証の写しいずれか 1 つとシラバス
求職活動の場合	求職活動申立書 ※入所後、2 か月以内に就労を開始し就労証明書※と変更届を提出してください。
妊娠・出産の場合	母子手帳(出産予定日が分かるページ)の写し、家庭状況申立書
疾病・障害の場合	医師の診断書(保育所申請用)、障害者手帳の写し、家庭状況申立書
介護・看護の場合	医師の診断書、看護や介護の状況がわかる書類
育児休業(継続入所)の場合 ※新規入所は対象外	就労証明書※、勤務先に届出する育児休業申出書の写し、母子手帳(出生日がわかるページ)の写し (育児休業の欄に育児休業終了までの期間を記入してください。育児休業から復帰した場合も就労証明書※を再提出していただきます。)
災害復旧の場合	罹災証明書

※就労証明書は未記入欄があるものは無効です。また、就労証明書の内容について就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

3 子どもの状況等調査票

子ども一人につき1枚。入所前の生育状況を記載し、保育所の見学の際持参してください。見学証明も兼ねています。アレルギーや発達で気になることがある場合は、必要に応じ、施設職員が内容を確認させていただきます。

4 入所申込確認書

市と保育所と保護者との同意事項が記載されています。各項目をよく確認していただき、同意の上、自署してください。保育所の利用希望や交通手段・所要時間などについてもご記入ください。

同居の兄弟・姉妹・申請児も含む記入が必要です。保育料算出の際に多子世帯減免対象か確認させていただきます。

5 幸手市に転入する前に住んでいた自治体の住民税課税証明書（下記に該当する方のみ）

前年度1月1日に幸手市に住民票がない方のうち、申請書に個人番号の記載がない方。

※個人番号で前居住地に課税状況の情報提供を受けることができます。個人番号の記載がある方は、課税証明書は必要ありません。転入された方は申請書に12桁の個人番号を忘れずにご記入ください。

入所審査の基準

審査は、申請書類等により、保護者の保育の必要性の事由による優先度や、特に優先すべき理由による加点等について指数化し、総合的に判断します。

※審査基準はおおむね下記のとおりです。

（世帯の状況等により、必ずしも下記のとおりとは限りません）

入所審査のイメージ

優先度		優先理由	
高い	保護者の保育の 必要性の事由	地域型保育の卒園者 ひとり親・生活保護等の世帯 育児休業からの復帰	加点あり
	長時間の家庭外労働 親族の病気看護、介護 就学	継続して入所待ちしている （認可外保育施設や 一時保育を利用中）	
低い	短時間の家庭外労働	特になし	加点なし
	家庭内労働、内職 求職活動		



申請に関する注意事項（※新規申請時に特に注意してください）

【新規、転所の申込の方】

- 入所当初の一定期間は、子どもを集団生活に順応させるため、保育時間が短くなります（ならし保育）。ならし保育は、利用開始日以降に行います。期間や内容は、お子さんの年齢や保育施設によって異なります、事前に保育施設へ必ず確認してください。

なお、利用開始日より前にならし保育を行うことはできません。ご家族や雇用契約先と調整の上、入所月を検討してください。転所の場合も入所月から再度慣らし保育をして頂きます。ご了承ください。

【育児休業から復職される方】

- 育児休業からの復職に伴う申込の場合は、育児休業を取得した会社と同条件に戻ることを前提として、利用調整時に優先順位が上がる加点項目を設けています（育児短時間勤務の取得は可能です）。申込中に復職予定の会社を退職（別会社への転職を含む）すると、育児休業明けとしての取扱いができず、保育の必要性の事由に変更が生じることとなります。

育児休業からの復職で申請し、復職をしなかった場合には、保育施設が内定していても内定取消し、利用開始後は利用の解除（退所）となる場合があります。

- 育児休業からの復職の際、正職→パートへの変更やパートの方が雇用条件を変えて増減することを検討している場合は求職活動申立書を添えて申請をして下さい。
育休前の就労と同条件で切れ目なく転職する場合も、同様です。（※育休の加点が付きません）
- 一次申請内定後に、職場と復職の相談をした際に会社都合で就労内容を変更することが決まったとしても、育休前の就労と異なる場合は内定取消しとなる場合があります。ですが、2次申請で変更する状況の要件で再申請することができます。2次申請期間に間に合うよう、早めにご相談ください。2次申請の受付期間が過ぎてしまった場合は、4月の入所を取消しし、最短で5月入所の手続となりますのでご注意ください。
- 4月入所の方は育児休業からの復職後、7月頃に勤務状況調査時に就労実績を確認します。育児休業前の就労先での就労実績をご提出ください。事前申込や、年度途中に育休復帰で入所された方も復帰後3ヶ月の実績を確認させていただきます。
- 育児休業復職後、就労実績（週4日以上かつ1日4時間以上（月16日、64時間以上））が出せずに、次子の産前休暇に入った場合、就労実績がないまま妊娠・出産要件に変更となるため、次子の出産から産後8週の属する月の末日で退所となります。

【求職活動中の方】

- 入所月の翌月末までに、就労の要件に足る就労（週4日以上かつ1日4時間以上（月16日、64時間以上））を開始し、就労証明書を提出してください。

【就労内定の方、就労の基準を満たしていない方】

- 就労開始後、基準を満たす就労（週4日以上かつ1日4時間以上（月16日、64時間以上））をした後、就労実績が書かれた就労証明書を提出してください。

【保育施設の転所を希望する方】

- 転所希望者の入所選考は年度の途中には実施しておらず、年度の初めに他の利用者と合わせて、再度入所選考を実施します。そのため、必ずしも転所できるとは限りません。また、転所が決定した場合、元の保育施設には戻れません。

【妊娠・出産事由で入所する方】

- 出産後8週にあたる日の属する月の月末までの保育認定期間となります。

保育所入所の事前申込制

制度の内容

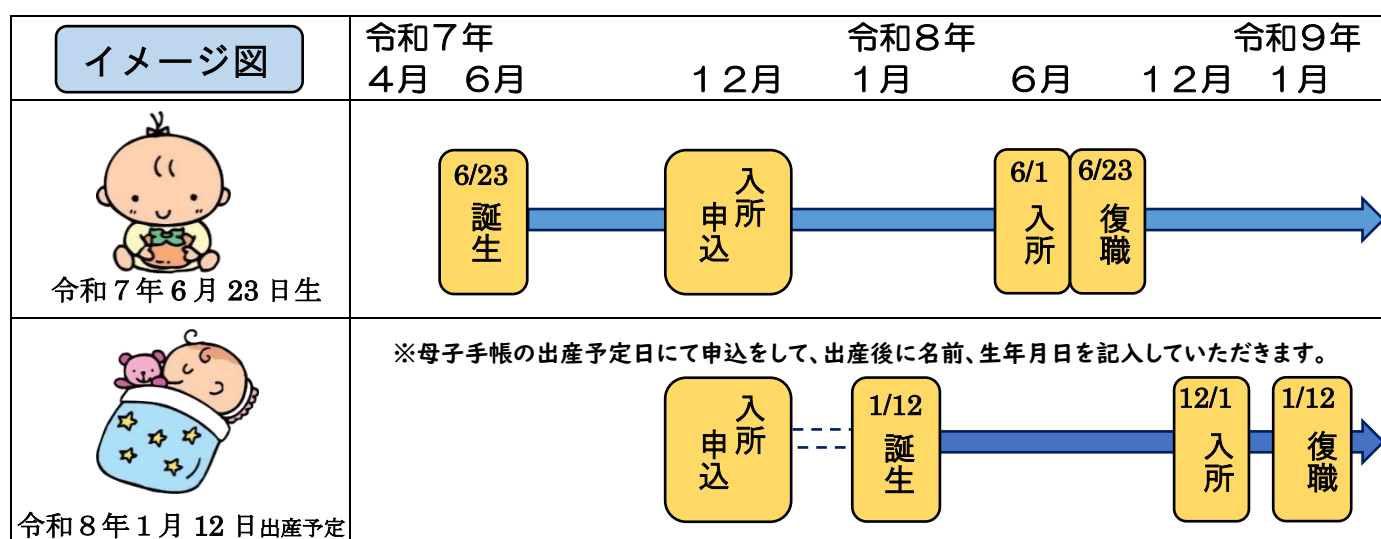
幸手市では、育児休業から復帰する保護者への支援として、公立保育所にて保育所入所の事前申込制（予約制）を実施しています。

通常、育児休業から復帰する場合、保育所は復帰する月※から入所可能となります。保育所の入所申込は、4月入所の場合は前年12月に、5月以降の途中入所の場合は前月に申込書を受付けています。

このため、比較的に入所しやすい4月に入所し、育児休業を満1歳まで取得せずに前倒しで復帰することや、満1歳となる月に入所を希望したが、保育所に入れなかったことがありました。

このことを解消するため、幸手市では子どもが満1歳になるときに保育所に入所し、スムーズに職場復帰できるよう、事前申込を受け付けます。事前申込により内定を受けた方は、出生した子どもが満1歳になるまで育児休業を取得し、満1歳となり職場に復帰する月※に保育所に入所することができます。

※復帰する日が1日～15日の場合は、ならし保育期間を踏まえ、前月から入所可能です。



対象となる子ども（1～4に該当する子ども）

- 令和8年度の0歳児クラスに該当すること（令和7年4月2日～令和8年4月1日生まれ）
※申込時点で出生していなくても、予定日が期間内であれば申込可能です。ただし、出産日が令和8年4月2日以降となった場合は対象外となり、内定取消しとなります。
- 保護者が育児休業・介護休業法に基づく育児休業を取得していること。
- 保護者が育児休業給付金の支給対象者であること
- 令和8年度中に子どもが満1歳となったことにより、保護者が職場復帰すること。
- 保護者が出産前と同じ職場に、同じ雇用条件で復帰すること。
（育児短時間勤務を取得する場合でも対象となりますが、雇用契約を変更し、正規の勤務時間を短く変更する場合は対象となりません。）
- 幸手市内に保護者及び児童が在住、もしくは令和8年3月末までに転入すること。令和8年3月末までに転入手続きが完了しなかった場合は内定取り消しとなります。

実施する保育所

幸手市立第一保育所、第二保育所、第三保育所

手続き

●受付

令和8年4月入所の一次申込、二次申込と一緒に受付けをします（目次ページ下部参照）。
受付場所は幸手市保健福祉総合センター（ウェルス幸手内）こども支援課窓口です。

●必要書類

- ☐ 通常の入所申込に必要な書類（給付認定申請書、就労証明書、子どもの状況等調査表、入所申込確認書・出生届出済証明のある母子手帳の写し）
- ☐ 保育所入所事前申込に関する誓約書
- ☐ 職場が日本年金機構に提出する「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書」と、「育児休業給付金決定通知書」又は「送金通知書」の写し
- ☐ 申込時点で出生前の場合は、母子手帳（予定日が記載されているページ）の写し
- ☐ その他（必要に応じて提出をお願いします）

※入所後慣らし保育中にも再度、就労証明書を提出していただきます。また、他の書類についても必要に応じて再提出をお願いする場合があります。

●結果のお知らせ

令和8年4月入所一次申込、二次申込の結果通知として、書面でお知らせする予定です。なお、4月入所申込と一緒に、同一の基準で審査します。

注意事項

（1）以下の場合は申請却下、または内定取消しとなります。

- ① 保護者が申請した時点で勤めていた職場を辞めた場合
- ② 育児休業から復帰しなくなった場合
（次子を妊娠した場合など）
- ③ 市外に転出した場合
- ④ 誓約書の記載事項から変更が生じた場合
- ⑤ 誓約書等に虚偽の記載があった場合
- ⑥ 令和8年4月2日以降の出生となった場合



（2）満1歳で復帰する方が対象ですので、満1歳以前に復帰する予定または満1歳以降も育児休業を取得する予定の方は申込できません。

（3）入所が内定した場合、他の保育所に希望を変更することはできません。

（4）自己都合による辞退の場合、次回保育所入所を希望する際に、減点となる場合があります。また、育児休業延長のための保留通知は出ませんのでご了承ください。

（5）申込時と入所の前月に、対象となる子どもと面接をさせていただきます。

（6）心身の発達や障害などにより集団保育が困難であると認められる場合は、内定取消しとなる場合があります。

入所してから

保育所とは

保護者が日中家庭において保育することができない、保育の必要性事由に該当する子どもを預かる施設であることから、就労事由で入所する場合、保護者がお休みの日は家庭保育が原則です。

また、保育施設を利用できる時間は、必要がある時間に限られます。お迎え前に買い物にいくなど、私的な理由では利用することができません。

なお、利用するためには、保育の必要性の事由を常時満たしている必要があります。要件に該当しなくなった場合は退所となります。

届出が必要な場合（※変更届等の提出が必要となります）

以下の場合、変更のある1週間以内に必ずこども支援課または保育所にお申し出ください。

- ① 保護者や児童の住所変更（事前に連絡が必要）
- ② 保護者の離婚や再婚、同住所に居住する人の増減
- ③ 保護者の勤務状況の変更（勤務地、勤務日数、勤務時間等）、退職、休職
- ④ 保育の必要性事由の変更（就労→求職活動など）
- ⑤ 母の妊娠、産前産後休暇・育児休業の取得
- ⑥ 住民税の修正申告

退所となる場合（支給認定の終了）

保育施設に入所している場合であっても、支給認定証に記載してある保育の必要性事由がなくなった場合は保育認定の取消しとなり、保育施設は退所となります。また認定期間が終了した場合も退所となります。

引き続き、保育施設の継続入所を希望する場合は、保育の必要性事由や認定期間の変更申請をしていただくことになります。退所となる場合は、退所する月の10日までに保育施設に連絡してください。（変更届による退所の申請書類が必要です。）

保育認定取消しの例

就労	・勤務先を退職し、今後就労の意思がない場合、または2か月以内に再就職しない場合 ・1か月の勤務時間が64時間（週4日・1日4時間以上）を下回る勤務体系になる場合【一時保育へ切り替えをお願いします】
就学	・就学先を卒業した場合（卒業後、就労する場合は、変更申請をしてください。）
疾病・障害	・病気が完治するなど、保育施設を利用する必要がなくなった場合
介護・看護	・介護、看護の必要がなくなった場合

別の保育施設に移りたい場合

年度途中の市内保育施設間の転所はお断りしています。次の4月から別の保育施設へ転所を希望する場合は、4月入所の申込締め切り日までに申請をしてください。

なお、転所が決定した場合、いかなる理由があっても取消しできず、元の保育施設に戻ることができません。（申込後に転所の希望がなくなった場合、転所決定の前に申請を取り下げてください。）

※転所の申請をした場合、新規入所申請と同時に審査します。保育の必要性事由による優先度等の基準により同時に審査しますので、必ず転所できるわけではありません。

育児休業を取得する場合

（１）育児休業取得に伴う継続利用について

すでに保育施設に入所している子どもがいて、下の子を出産したことにより保護者が育児休業を取得する場合は、以下の要件を満たす場合のみ、特例で継続利用が可能となります。

○要 件

- ①在園児が産前より前から保育所に入所していること。
- ②育児・介護休業法等による育児休業であること。
- ③児童福祉の観点（子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、保護者の健康状態や子どもの発達環境上変化が好ましくないと考えられる場合など）から必要と認められること。
- ④保護者の育児休業取得中も就労先との雇用契約が継続し、育児休業終了後に復帰が決まっていること。
※元の就労先に戻らないことが判明した場合、または復職しない（していない）ことが判明した場合、利用内定後は内定取り消し、利用開始後は利用の解除（退所）となり再度申請をしていただきます。
- ⑤育児休業の対象となる子どもが満１歳となるまでに復職（入所申込み）すること。

※復職する際に、利用希望施設に空きがなく育児休業を延長せざるを得ない場合は、育児休業の対象となる子どもの満１歳となる年度の年度末まで継続利用ができます。

※最初から育児休業１年を超えて取得することが決まっている場合は、継続利用はできません。

なお、入所している子どもの保育必要量は保育短時間認定となります。

（２）育休中の転所について

児童福祉の観点（環境変化に留意するため）から特例利用を認めているため、特例利用中の転所はできません。

ただし、教育施設（幼稚園・認定こども園の教育利用）の場合、保育の必要性事由がなくても利用が可能であるため、３歳以上のお子さんで保育（２号）認定から教育（１号）認定に変更することは可能です。保育施設を退所し、教育施設への転所は可能です。

（３）父母共に育児休業を取得する場合の保育所の継続利用について

上記のとおり、育児休業中の保育施設の利用は特例で認められています。しかしながら、保育施設の入所申込数は増加傾向にあります。父母共にお子さんを保育できる状況が長期になる場合に、保育施設の空きがなく入所保留となっている児童との保育の必要性の整合性を考慮し、幸手市では父母共に育児休業を取得する場合の期間を３か月以内としています。

（４）育児休業対象の子どもの入所申込みについて

育児休業対象の子どもが満１歳のときに必ず入所申し込みを行ってください。また、満１歳で入所できなかった場合は、満１歳の翌４月の入所申し込みを必ず行っていただくことになります。

（５）法人経営者及び個人事業主の出産に伴う保育施設の継続利用について

対象の方の妊娠・出産に伴う継続利用をご希望の場合は、こども支援課にご相談ください。

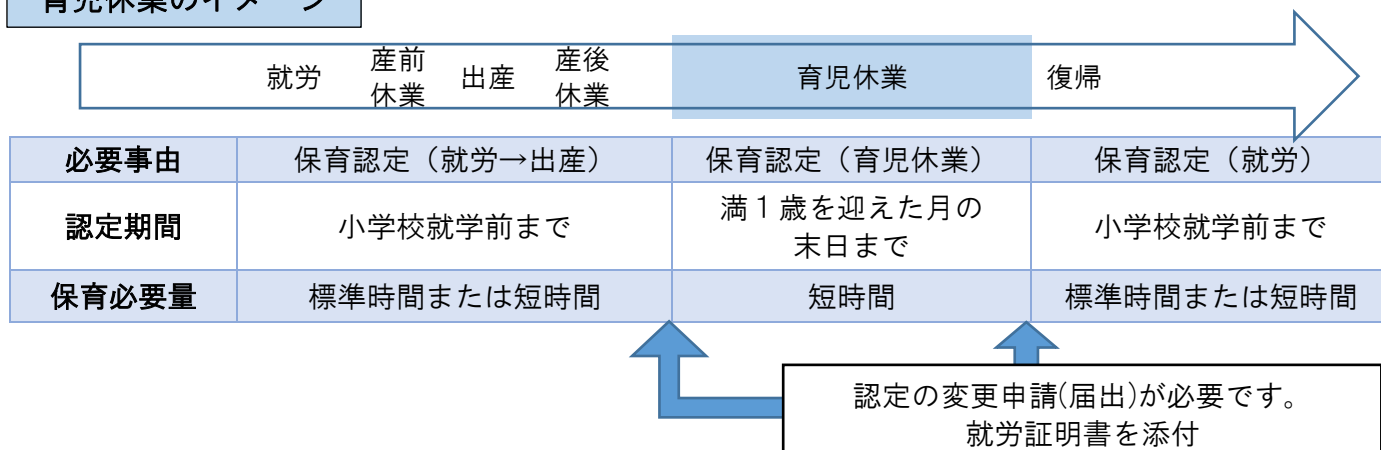
（６）提出書類について

出産後、産後休業期間中に①出産した子の母子手帳の写しと②就労証明書と③勤務先に提出する育休申出書の写しを添付して変更届を提出し、保育の必要性事由変更の申請をしてください。（変更申請がない場合、産後休業期間の終了時に退所となります。）

育児休業から復職する際も、復職する月の前月末日までに復職後の勤務条件による就労証明書を添付し、保育の必要性事由の変更申請をしてください。

復職は生まれた子が保育施設に入所した月の末日までにしてください。

育児休業のイメージ



市外に転出する場合

市外に転出する場合、子どもの住民票を移した時点で、支給認定は取消しとなり、幸手市内の保育施設は退所となります。（希望により月末までは保育施設の継続入所が可能です。）

翌月から転出先の自治体の保育施設を利用したい場合は、事前に幸手市から転出先の自治体あてに手続きをする必要があります。転出先の自治体に対しては、幸手市経由で申請することになりますので、転出が決まった時点で、まずはこども支援課にご相談ください。また、転出先の自治体の利用したい保育施設を決めておいてください。

この手続きがおろそかになりますと、転出した翌月は保育施設に通えなくなる可能性もありますので、注意してください。

市外へ転出する場合のながれ（６月中に転出する場合の例）

5月中	転出先が決定。こども支援課に相談
6月10日	幸手市を経由して、転出先の自治体に入所申込書を提出 (提出期限が早い場合もあります。転出先の申請書必着締切を確認してください。必着日の1週間前には幸手市への提出が必要になります)
締め切りから1週間程度	転出先の自治体から結果の通知がありましたら、幸手市から連絡します。
6月下旬	住民票異動。転出先の自治体に申請書類を改めて提出してください。 (転出先の自治体の様式となります。)
6月30日	希望により月末までは幸手市の保育施設の継続入所が可能
7月1日	転出先の自治体の保育施設に入所

※新年度（４月から）の転出入の場合、スケジュールが違う可能性がありますので、必ず転出先の自治体に確認し、こども支援課へ相談をしてください。

保育料（利用者負担額）について

保育料は保護者の所得で算定

保育料は、通常は父母の所得（住民税の税額）により算定します。

父母が非課税等であり、家計の主となっている人（生計の中心者）が祖父母等や同居の親族、前夫（婦）であると判断される場合は、それらの方の税額も合算します。

教育・保育給付認定申請書により税情報等の閲覧及び提供の同意していただいていることから、当市が保有している住民税の税額により、保育料を計算させていただきます。

なお、年末調整や確定申告、住民税の申告をしていない場合など、住民税の税額が決定していない（未申告）の場合、暫定的に一番高い保育料の金額で算定する可能性があります。

未申告となっている場合、税務署、または幸手市役所税務課にて申告の手続きをしてください。未申告の場合、入所の継続や新規申請はできません。また、就労事由にて入所する場合に、就労証明書が提出されているのにも関わらず、無収入等の申告をされている場合は就労とみなすことができなくなります。

なお、前年度1月2日以降に幸手市にお住まいになった場合は、前住所地の市町村が発行する税証明書の提出か、個人番号(12桁)の記入をお願いします。

保育料算定のイメージ

父、母、子（1歳）、祖父、祖母が同居の例

	父	母	祖父	祖母
	住民税所得割の金額	住民税所得割の金額	住民税所得割の金額	住民税所得割の金額
例1 父母が住民税課税の場合	120,000 円	90,000 円	300,000 円	0 円
	父 120,000 円 + 母 90,000 円 = 210,000 円 → 保育料 D11 階層 44,000 円			
例2 父が住民税課税、母が非課税の場合	120,000 円	0 円	300,000 円	0 円
	父 120,000 円 + 母 0 円 = 120,000 円 → 保育料 D6 階層 26,000 円			
例3 父母が住民税非課税、祖父が課税の場合	0 円	0 円	300,000 円	0 円
	父 0 円 + 母 0 円 + 祖父 300,000 円 = 300,000 円 → 保育料 D12 階層 46,200 円			

○住民税額はここで確認できます（給料天引きの方）

給与所得等に係る市町村民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書

6月給料支給の際に、一緒に交付される書類です。
網掛けのところの数字が保育料の計算に用いる税額です。
※一部例外があります。

税	市町村	税額控除前所得割額④	100,000
		税 額 控 除 額 ⑤	1,500
		所 得 割 額 ⑥	98,500
		均 等 割 額 ⑦	3,500
額	県	税額控除前所得割額④	80,000
		税 額 控 除 額 ⑤	2,000
		所 得 割 額 ⑥	78,000
		均 等 割 額 ⑦	1,500

保育料基準額

A表

※ 所得割は、住宅ローン減税や寄付金控除などを適用する前の税額になります。

階層	区分	0～2 歳児 クラス	3 歳児以上 クラス
A	生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び教育・保育特定給付認定保護者が里親である世帯	0 円	3 歳児以上の保育料は全額無償となりますが、別途施設が定める給食費をお支払いいただきます。 (副食費の減免有)
B2	住民税が非課税の世帯	0 円	
C	住民税の均等割のみが課税の世帯	7,000 円	
D1	住民税所得割※が課税されている世帯	9,700 円未満の世帯	
D2		9,700 円以上 24,000 円未満の世帯	
D3		24,000 円以上 42,000 円未満の世帯	
D4		42,000 円以上 78,000 円未満の世帯	
D5		78,000 円以上 114,000 円未満の世帯	
D6		114,000 円以上 136,600 円未満の世帯	
D7		136,600 円以上 154,500 円未満の世帯	
D8		154,500 円以上 172,500 円未満の世帯	
D9		172,500 円以上 190,500 円未満の世帯	
D10		190,500 円以上 206,200 円未満の世帯	
D11		206,200 円以上 233,200 円未満の世帯	
D12		233,200 円以上の世帯	

B表（ひとり親等世帯）

対象：住民税所得割が 77,100 円以下の世帯で下記に該当する世帯

① 母子・父子のみの世帯

(年間の収入が 103 万円以下の場合は同居祖父母等の住民税で保育料を計算します。)

② 在宅障害児、障害者がいる世帯

階層	区分	0～2 歳児 クラス	3 歳児以上 クラス
A	A 表の A 階層定義に同じ	0 円	3 歳児以上の保育料は全額無償となりますが、別途施設が定める給食費をお支払いいただきます。 (副食費の減免有)
B1	住民税が非課税の世帯	0 円	
C	住民税の均等割のみが課税の世帯	3,500 円	
d1	世帯課税住民税所得割※が課税されている世帯	9,700 円未満の世帯	
d2		9,700 円以上 24,000 円未満の世帯	
d3		24,000 円以上 42,000 円未満の世帯	
d4		42,000 円以上 77,100 円以下の世帯	

ひとり親、在宅障害者・障害児がいる家庭について

住民税所得割額が77,100円以下の世帯の場合、保育料がB表を基準に算定されますので、下記の書類をご提出ください。

ひとり親世帯：戸籍謄本または児童扶養手当受給者証の写し

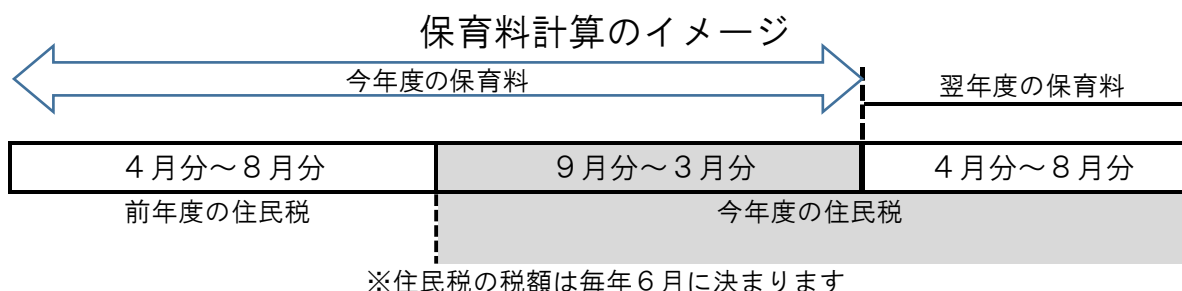
障害児、障害者がある世帯：障害者手帳等の写し

※ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）、在宅障害児・障害者がある世帯で保護者が非課税であっても、祖父母等と同居していて祖父母等が住民税の課税者である場合は、祖父母等の住民税の税額を元に保育料を算定します。世帯分離していても同住所地に在住の場合は同居とみなします。

保育料は9月分から切り替え

4月分から8月分までは前年度の住民税、9月分から3月分までは現年度の住民税で保育料を決定します。住宅借入金等特別控除（住宅ローン減税）や寄付金控除などの税額控除を適用する前の税額となります。

9月分の保育料から現年度の住民税の税額を用いるため、前年度の保護者の就労状況などによっては、保育料が変更になる可能性があります。



公立・私立の保育料は同額

公立、私立の認可保育所、地域型保育事業所（小規模保育事業所）及び認定こども園（教育認定を受けた方は除きます。）については、保育料は同じ基準で計算します。

保育料は認可保育所については市に対して納付、地域型保育事業所、認定こども園については施設に対して納付してください。

また、施設によっては、別途教材費などの費用がかかる場合がありますので施設にお問い合わせください。

保育料は口座振替（引き落とし）で

保育料の納入は原則として口座振替（引き落とし）となります。

なお、口座振替の手続きの用紙は、こども支援課に用意してあります。（手続き完了までには約1か月かかることもあります。）

※預金が不足しますと、引き落としができません。翌月一括はできませんので、預金残高に注意してください。引き落としできなかった場合は、納付書で、金融機関やこども支援課の窓口などでお支払いただくこととなります。

納付書での納入を希望される方には、毎月中旬に当月の納入通知書を送付します。

納入期限（当該月の月末又は翌月当初。ただし、12月は25日になります。）までに、金融機関（納付書に記載されている金融機関をご覧ください）を通じて納入してください。

※保育料の納付書を紛失した場合は、こども支援課まで連絡してください。

口座振替取り扱い金融機関

みずほ銀行	三井住友銀行	三菱UFJ銀行	ゆうちょ銀行
埼玉りそな銀行	武蔵野銀行	栃木銀行	埼玉縣信用金庫
川口信用金庫	埼玉みずほ農協		

多子世帯の保育料減免制度について

多子世帯（子どもが複数人いる世帯）の子どもが保育施設に入所する場合は、保育料の減免制度があります。この制度は保護者の所得（住民税所得割の額）によって対象範囲が変わります。

例えば、D8階層に属する世帯が、保育施設（保育所、地域型保育、認定こども園（保育部分））に3人入所している場合、2番目の子どもは保育料が半額、3番目以降の子どもは保育料が無料となります。（例1参照）

	1人目	2人目	3人目
例1 きょうだいの全員が 保育施設に 入所している場合 (D8階層)	保育所5歳 <u>無償化</u> 	保育所3歳 <u>無償化</u> 	地域型保育(小規模保育) 1歳(無料) 34,000円→0円 
例2 長男が小学校に 入学し、2人目、 3人目が保育施設 に入所している場合 (D8階層)	小学校1年6歳 	保育所4歳 <u>無償化</u> 	地域型保育(小規模保育) 2歳(半額) 34,000円→17,000円 

例2の場合は、条件を満たし、該当となった場合は保育料が免除されます。ただし申請が必要です。

なお、保育施設以外でも、認定こども園（教育部分）、幼稚園などをきょうだいを利用してれば、上の子のカウントの対象となります（例3参照）。この制度は申請不要です。対象であるのに減額となっていない場合は、こども支援課までご連絡ください。

	1人目	2人目	3人目
例3 年長のきょうだい が幼稚園を 利用している場合 (D8階層)	幼稚園5歳 	幼稚園4歳 	保育所1歳(無料) 34,000円→0円 

保育料が変更となる場合

下記の場合には、保育料を再度算定します。

① 婚姻、離婚等による保護者の変更

離婚の場合、離婚が成立した翌月から、現に子どもを養育している保護者の所得のみで保育料を算定します。申請が必要となりますので、直接窓口か、施設を経由してこども支援課に申請してください。

ただし、前夫（妻）から生活費をもらっている場合や、未だ前夫（妻）の扶養家族となっている場合、前夫（妻）と同じ住所に住んでいるなど、生計を相手に依存していると認められる場合、保育料の変更は認められないことがあります。

再婚の場合、再婚した翌月から再婚した夫（妻）の所得を合算して算定します。

前年1月2日以降に幸手市に転入した場合、前住所地の住民税課税証明書を提出するか個人番号(12桁)の申出をしてください。

② 修正申告による住民税額の変更

修正申告を行ったことにより、住民税額に変更がある場合、保育料も変更になる可能性があります。修正申告を行った後、速やかに施設を経由してこども支援課に申請してください。

申請を受け付けた翌月から保育料を再度算定します。なお、保育料をさかのぼって返還は行いません。

③保育料算定のための資料に虚偽があった場合

当該年度の入所開始時点にさかのぼって保育料を変更します。

保育料の減免について

下記の場合は、申請により保育料が減額となる場合がありますので、こども支援課に相談してください。

①所得の減少

保育料を負担している人の退職、休職又は傷病等の理由により今年の所得が著しく減少し、生計が困難となった場合。

保育料を負担している人の今年の所得(推定)が前年の所得に対し、30%以上減少していることが要件です。(ただし、預金などの活用できる資産のある場合を除きます。)

所得を推定により再計算し、その階層に属する保育料まで減額します。

②異常な出費

所得の減少はないが、不慮の事故又は災害、傷病等による異常な出費があり(生命保険等で補てんされる場合を除きます)、生計が困難となった場合。

保育料を負担している人の所得(年間の推定)から異常な出費を除いたものの割合が前年の所得に対し30%以上減少していることが要件です。(ただし、預金などの活用できる資産のある場合を除きます。)

年間の所得を推定したものから、異常な出費を差し引いて税を再計算し、その階層に属する保育料まで減額します。

③保育の実施の停止

入所している子どもが病気又は事故等により、やむを得ず長期欠席(1月以上、月単位)した場合、欠席していた月の保育料は免除(無料)とします。長期欠席が見込まれる場合は、あらかじめ施設を経由してこども支援課まで連絡してください。

入所している子どもの要件以外の、家庭の事情での長期欠席の場合は保育料がかかります。ご了解ください。

④その他

特別な事情があり、市長が特に必要と認めた場合。市長が定める割合の保育料を減額します。

保育料について

保育料は保育所の運営のための貴重な財源です。必ず期限内での納付をお願いいたします。

幸手市では、子育てをしている家庭の経済的な負担を軽減するため、国が基準として設けている保育料よりも低額の保育料を設定しており、その差額は市の税金で負担しています。

また、保育料のほかにも保育所の運営には多額の経費がかかります。皆様から納めていただいた保育料以外にかかる経費は、市が保育所運営のために負担しています。滞納とならないよう、納入をお願いいたします。

その他の保育サービスについて

一時保育事業

保護者の就労・疾病・その他の私的な理由により、一時的に家庭での保育が困難になる場合、子どもを保育所でお預かりします。

- (1)対象者 ・子ども及びその保護者が市内に住所を有していること。
・健康で集団保育が可能な小学校就学前の子どもであること。

(2)事業内容

	第一保育所・第二保育所 ・第三保育所	きららの杜保育園
対象年齢	満1歳以上の子ども	生後半年～1歳児の子ども
定員	各保育所 6人程度	2～3人
利用時間		午前9時00分～午後4時00分 利用回数は週3回まで。 (就労要件での利用不可)
平日	午前8時30分～午後4時30分	
土曜日	午前8時30分～午後0時30分	
利用料	1日 2,000円	1時間 250円
	4時間まで 1,000円	

(3)利用の申し込み

下記へ電話連絡の上、申請書を提出してください。その際、簡単な面接・持ち物の説明をします。子どもと一緒にお願いします。

- ・第一保育所 (42-2220) ※第一～第三保育所は利用希望の2日前までに申請書の提出
- ・第二保育所 (42-2555) を済ませ予約をお取りください。
- ・第三保育所 (43-4731)
- ・幸手きららの杜保育園 (48-5230) ※幸手きららの杜の予約は1週間前～前日まで。

※ 保育所(園)の定員に余裕がない場合は、一時保育の利用をお断りする場合がありますことを、あらかじめご了承ください。

障害児保育

心身に障害があり集団生活が可能で軽中度の子どもについて、集団保育を適切に行える範囲内で入所をお受けしています。ただし、保育所の受入体制整備のため、「療育手帳」・「身体障害者手帳」の認定や「専門医への受診」等の手続きをとっていただきます。(適切な保育を行うためにご協力ください。)

集団保育が困難な重度の子どもや医療介護など、特別な処置を必要とする子どもの場合、入所をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

なお、療育施設ではないため、専門的な訓練や治療は行っていません。

実施保育所	第一保育所・第二保育所・第三保育所
定員	各保育所 2人
保育料	保育料基準表による
問い合わせ	こども支援課 42-8454 (直通)
申込み期間	4月入所の一次申込期間



病児保育

病気または病気の回復期にあるため集団保育が困難な子どもを、保護者がお仕事などの理由により保育できない場合に、医療機関が運営する病児保育室で看護師・保育士等が一時的にお預かりする事業です。

1 利用できる子ども

- (1) 保育所、幼稚園、小学校等に通う生後6か月から小学校6年生までの子ども
- (2) 保護者の勤務の都合や傷病、冠婚葬祭等の理由により、家庭において保育・看護が困難な子ども。
- (3) 病気の急性期および回復期にある子ども
(感冒、胃腸炎などの感染症、外傷、熱傷、喘息等) おたふくかぜ、みずぼうそう、インフルエンザ、麻疹、風疹は、隔離をして保育を行います。)

2 実施内容

定 員	1日につき原則9人まで(予約による先着順受付)
保育時間	月曜日～土曜日 午前8時00分から午後6時00分まで
休 日	日曜日、祝日、年末年始、お盆休み
料 金	利用料金 1人 5時間以上 2,000円(おやつ代含む) 5時間未満 1,000円 ・生活保護世帯は申請により利用料金が免除となります。 ・給食はありませんので、お弁当をお持ちください。 ・このほか、入室時の持ち物を忘れた場合、必要に応じて別料金がかかります。入室時の持ち物については、実施施設へお問い合わせください。 ・実施施設へ利用日ごとのお支払いとなります。
利用期間	1回の申請につき、7日以内となります。

- ・入室後に病状に変化があり保育が無理と判断した場合は、保護者に連絡し、お迎えをお願いすることがあります。
- ・緊急の場合は、保護者の了解のもと、病児保育室から受診する場合がありますので、予めご了承ください(医療費等は保護者負担になります)。

3 利用手続きの流れ

(1) 専用サイト「あずかるこちゃん」でのWeb予約

「あずかるこちゃん」で利用者登録を行った後、同サイトで利用の予約をしてください。「あずかるこちゃん」が利用できない方は、病児保育室「とん ことり」へ電話をしてください。

(2) 受診

医師に診療情報提供書を記載してもらい、予約時に「あずかるこちゃん」にアップロードしてください(受診医療機関が井上小児科皮フ科の場合は不要)。

(3) 入室の決定

予約の後、保護者の方が子どもを病児保育室「とん ことり」までお連れください。

施設長がお預かりの可否を検討した後、入室となります。

(4) 支払い

利用料は直接施設にお支払いください。

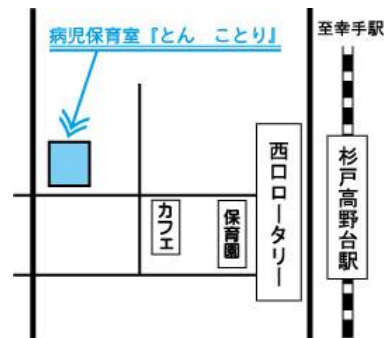
(必要に応じて、おむつ代などの費用がかかる場合があります。)

4 実施施設

病児保育室「とん ことり」

(☎ 0480-32-5687)

〒345-0045 杉戸町高野台西1-5-6



保育所開放（保育所で遊ぼう）

市立保育所では、保育所に入所していない子どもと保護者を対象とした下記の事業を実施しています。参加費用は無料です。詳細は各市立保育所にお問い合わせください。

・お庭で遊ぼう

保育所で一緒に体操したり、所庭で年齢の近い子どもと自由に遊んだりできます。

・保育所開放事業

保育所の行事に参加したり、作って遊んだり、お散歩や給食の試食会等、いろいろな催しを行っています。

・育児相談

子どものことで困っていること、心配なこと等、いろいろな悩み・質問・ご相談にも対応しています。お気軽にご利用ください。

ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けをして欲しい人」と「子育ての手助けをしたい人」が会員となり、子育てについて助ける会員組織です。

手助けできる内容

- ・ 保育施設の保育開始前や保育終了後に、子どもを預かります。
- ・ 学校の放課後又は学童保育終了後、子どもを預かります。
- ・ 保育施設への子どもの送迎をします。
- ・ 冠婚葬祭や、他の子どもの学校行事、買い物等外出等の際、子どもを預かります。
- ・ 子どもを預かる場合は、原則として協力会員の自宅で行います。
- ・ 宿泊預かりはありません。
- ・ 内容によってはお受けできない場合もあります。

※詳細はファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。

利用できる子ども

生後3か月から小学校6年生までの子ども

活動時間

原則として午前6時から午後8時までの希望する時間です。

料金

- ・ 平日（月曜日から金曜日）午前7時から午後7時 30分350円
- ・ 平日（月曜日から金曜日）上記以外の時間 30分450円
- ・ 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 30分450円
- ・ 援助時間が30分に満たない場合は、30分の金額とします。
- ・ 子どもの送迎に係る交通費（協力会員が自家用車を使用した場合は、1回の援助につきプラス200円です。
- ・ 協力会員が用意した飲食物、オムツ等の費用は実費をいただきます。
- ・ 兄弟で預ける場合は、2人目からは半額とします。
- ・ 当日の取消しは、依頼した時間に相当する報酬額の半額、連絡なしの場合は全額を負担していただきます。



一 まずは情報収集を

こども支援課で、情報の収集や相談をしましょう

二 事前に見学を

決める前に必ず施設を見学しましょう

三 見た目だけで決めないで

キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう

四 部屋の中まで入って見て

見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう

五 子どもたちの様子を見て

子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう

六 保育する人の様子を見て

保育する人の数が十分か、聞いてみましょう

保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう

保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう

保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう

七 施設の様子を見て

赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか見てみましょう

子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう

遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう

陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう

冷暖房の設備は完備されているか見てみましょう

災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう

八 保育の方針を聞いて

園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう

どんな給食やおやつが出されているか、聞いてみましょう

連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう

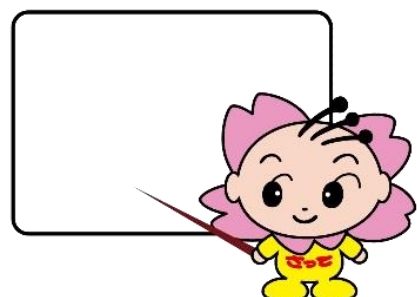
九 預けはじめてからもチェックを

預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう

十 不満や疑問は率直に

不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう

誠実に対応してくれるでしょうか



こんな場合は？

保育施設について入所前や、入所してから、多数頂く質問をまとめてみました。

CASE 1 申込をしたら必ず利用できますか？



保育の必要性事由に該当しているかの審査や、申込みの人数が定員を超えた場合は選考となります。必ず利用できるとは限りません。

CASE 2 保育所の利用は先着順ですか？



先着順ではありません。受付期間中に申込のあった方全員を選考して優先度の高い方から入所決定となります。

CASE 3 求職中でも申込できますか？



できます。ただし、利用決定後2か月以内に就労を開始し、勤務証明書を提出しなければ退所になります。

CASE 4 育休を取っている場合の利用はいつからできますか？



育休を取得している場合は、最短で生後満6か月から、復職する月の前月より利用を希望できます。また「利用開始でき次第復職する」場合は復職予定の前月以前でも申込できます。ただし、この場合、利用が決定した際は利用開始月末までに復職することが必要になります。

CASE 5 第1子が保育所を利用している途中で第2子を出産して育児休業を取得した場合、第1子は保育施設に通うことができますか？



育児休業からの復職がわかる就労証明書と在園児の保育変更申請書(兼)届出書を提出していただくことで、継続利用ができます。

※育児休業法に基づく休暇の取得に限ります。

※第2子が1歳になる日の前日までとなります。

なお、1歳になる日の前月までに第2子の保育所利用申込をし、利用ができず待機となっている場合はそれ以降も継続することができます。したがって、初めから育休を2年・3年取得するなどの場合は、保育所を退所していただくことになりますのでご注意ください。

CASE 6 第1子が保育所を利用している途中で第2子を出産することになったので、退職します。継続して保育施設に通うことができますか？



出産予定日の産前6週、産後8週の間で退職する場合、保育の必要性事由が出産に切り替わり、出産日から8週間後の日が属する月末までは継続利用が認められます。出産予定日の前6週間よりも早い時期に退職する場合や、産後8週間以降に保育の必要性事由が満たせない場合には退所していただくことになりますのでご注意ください。

CASE 7 第1子が保育所を利用している途中に第1子連れて、里帰り出産をする予定です。第1子は休園できますか？



できます。ただし長期欠席は原則1か月程度としています。里帰り出産にかかわらず自己都合により2か月を超えて欠席する場合は退園となる場合があります。なお休園中であっても保育料はかかります。

CASE 8 4月に第1子の利用申請をしましたが、5月に第2子を出産予定です。出産後は1年間の育児休業を取得しますが、この場合第1子は保育所を継続して利用できますか？



入所月の1日に次子出産の産前6週～産後8週に該当する場合は出産要件での利用となるため、保育園の継続はできません。育児休業を取得される場合には出産日の8週間後の月末に退所となり、改めて職場復帰の時期に合わせての申込が必要です。

CASE 9 認定こども園とは、こういった施設ですか？



認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。幼保連携型・幼稚園型・保育所型など様々な種類があります。詳しくは園に直接お問い合わせいただき、必ず見学や説明会に参加してみましょう。

CASE 10 保育所と幼稚園どちらを利用するか迷っています。幼稚園は預かり時間が短いですか？



幼稚園の教育時間は概ね4時間程度とされており、14時頃には降園時間となりますが、教育時間外の「預かり保育(延長保育)」を実施している私立幼稚園であれば夕方ぐらいまで対応ができる施設もあります。実施の有無や時間は園ごとに異なりますので、直接お問い合わせください。

CASE 11 認定こども園への利用申込みはどうしたらいいですか？



認定こども園への申込みについては、教育部と保育部でそれぞれに定員制度があり、申込む方法が異なります。教育(1号認定)部は直接園に申込み(条件はなし)になります。
保育(2号・3号認定)部については、市内保育所申込みと同様に市へ申請(転出予定・在勤地などの条件を満たす必要あり)いただいたうえ、利用調整の結果をお待ちいただくこととなります。

CASE 12 小規模保育事業所に入所していますが、3歳以降はどうなりますか？



小規模保育事業所(地域型保育事業所)に入所している子どもは、市内保育施設に入所していただくこととなります。3歳となった次の4月の入所申請の際に、改めて、入所申請をしていただくこととなります。
(優先して入園することができます。)

CASE 1 3 離婚したのですが手続きはどうしたらいいですか。



保護者の変更、または住所変更の手続きが必要となります。
子どもを養育する保護者の方が、こども支援課あてに支給認定の変更申請書を提出してください。離婚が成立し、住民票の異動が済んでから申請していただくことになります。
保育料については、保護者お一人分の所得で再計算することになります。申請の翌月から保育料が変更となる可能性があります。
(保護者が非課税だった場合、祖父母等の同居の家族の所得を元に保育料の再計算をすることがあるため、かえって保育料が高くなってしまう可能性もあります。)

CASE 1 4 再婚したのですが手続きはどうしたらいいですか。



保護者の変更、または住所変更の手続きが必要となります。
こども支援課あてに「支給認定の変更申請書」を提出してください。住民票の異動が済んでから申請していただくことになります。
保育料については、再婚された保護者の所得も追加して再計算することになります。申請の翌月から変更となります。再婚された保護者が幸手市外にお住まいだった場合、住んでいた市町村の住民税課税証明書を出していただくか、個人番号(12桁)の申出をしていただく必要があります。

CASE 1 5 市内で転居したのですが、どうしたらいいですか。



支給認定証の住所変更をする必要があります。こども支援課あてに支給認定の変更申請書を提出してください。住民票の異動が済んでから申請していただくことになります。

CASE 1 6 市外に転出するのですが、このまま保育所は継続入所できますか。



市外に転出する場合、幸手市内の保育施設は転出した月の末日をもって退所となります。転出が決まりましたら、施設あてに連絡してください。
転出先の市町村で保育施設に入所したい場合、転出が決まった時点でこども支援課に相談してください。

CASE 1 7 内定した保育所を辞退する場合、どうしたらいいですか。



早急に、こども支援課までご連絡いただき、必要な手続きを行ってください。内定となった保育所を辞退されますと、他の保護者への案内ができず、保育園に空きが発生するなど様々な影響があります。申請申込みの際、通所可能な施設を希望していただくよう留意ください。
なお、保護者の私的事由により、内定を辞退した場合、その年度の利用調整上不利になる場合がございますのでご注意ください。

❀❀❀他にも何か疑問点がありましたらお問い合わせください❀❀❀

あなたに適したサービスは？

たまたに預けたい

保育を受けさせたい

教育を受けさせたい

利用可能なサービス 一時保育

保護者のリフレッシュ
や行事参加のため、一時的に保育所などで保育サービスを受けることができます。

保護者ともに月64時間以上
(目安：月16日以上・日4時間以上)の労働をしている

YES

NO

月の労働時間は保護者ともに
概ね120時間以上

NO

YES

保育短時間認定

保育の必要に応じ、
最大で1日8時間の
利用が可能です。

保育標準時間認定

保育の必要に応じ、
最大で1日11時間の
利用が可能です。

保育所の送迎などをお願いしたい

利用可能なサービス ファミリー・サポート・ センター

保護者の様々な事情により家庭での保育や、施設の送り迎えができない場合に、有償ボランティアのサービスを受けることができます。

子どもの年齢は満3歳以上

NO

YES

利用可能な施設
認可保育所、認定こども園、地域型保育

利用可能な施設
地域子育て支援拠点
(子育て支援センター)

利用可能な施設 幼稚園(3歳～5歳)、 認定こども園

園によっては延長保育を実施しているところもありますので、就労している保護者でも利用することができる園もあります。

利用可能な施設
認可保育所、認定こども園

幼稚園や保育所などを利用しているが、病気で休むことになったとき

利用可能なサービス 病児保育

子どもが病気または病気の回復期にある場合で、家庭で保育できない場合、医療機関に併設した病児保育室でお預かりします。

子育ての相談をしたり、交流したり、子どもと遊んだり、する場がほしい

